

1 この計算書の用途等

- (1) この明細書は公共法人、公益法人等、特別法人、人格のない社団等、みなし課税法人、投資法人、特定目的会社、一般社団法人（非営利型法人に該当するものを除きます。）、一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除きます。）及び法第72条の2第1項第2号に掲げる法人以外の法人のうち、法附則第8条の3の4第1項の規定による読替え前の法第72条の2第1項第1号ロ(1)又は(2)に掲げる法人に該当するものが記載し、第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の申告書に添付してください。
- また、事業等の概況に関する書類（当該法人との間に完全支配関係がある他の法人と関係を系統的に示した図（例：出資関係図（持株割合出資関係図）を含みます。）を添付してください。
- (2) 法附則第8条の3の4第1項に規定する対象法人（以下「対象法人」といいます。）又は同項に規定する5年以内株式等取得等法人（以下「5年以内株式等取得等法人」といいます。）にあっては、対象法人又は5年以内株式等取得等法人に該当するものであることを証する書類として政令附則第6条第1項に規定する書類を添付すること。

2 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた	
1 「法人番号」	法人番号（13桁）を記載します。	
1 の 欄	当該法人との間に完全支配関係を有する他の法人のうち、当該法人の発行済株式等を直接又は間接に保有するものについて記載します。	
	1 「一連番号」	出資関係図に対応する番号を記載します。
	2 「法人の名称」	当該法人との間に完全支配関係を有する他の法人（当該法人の発行済株式等を直接又は間接に保有するものに限る。）の名称を記載します。 ※例えば、A法人がB法人及びC法人の発行済株式等100%を保有し、かつ、B法人及びC法人がD法人の発行済株式等の50%ずつを保有している場合、A法人はD法人の株式等を「間接に100%保有する」といい、A法人、B法人、C法人及びD法人との間に完全支配関係を有することになります。
	3 「所在地」	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める所在地及び所在地国名を記載します。 (1) 内国法人本店の所在地 (2) 国内に恒久的施設を有する外国法人…法の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する恒久的施設及び国外の所在地国名 (3) 国内に恒久的施設を有しない外国法人…国外の所在地国名
	4 「資本金の額又は出資金の額」又は「資本金の額及び資本剰余金の額の合算額」	次に掲げる場合の区分に応じ、「資本金の額又は出資金の額」については次に定める日現在の資本金の額又は出資金の額を、「資本金の額及び資本剰余金の額の合算額」については次に定める日現在の資本金の額及び資本剰余金の額の合算額をそれぞれ記載します。 (1) 当該法人の事業年度終了の日（法第72条の26第1項ただし書の規定により申告する場合は同項に規定する6月経過日の前日、法第72条の29第1項、第3項又は第5項の規定により申告する場合はその解散の日）と当該法人との間に完全支配関係を有する他の法人の事業年度終了の日が同じ場合…当該法人の事業年度終了の日 (2) (1)以外の場合…(1)で定める日の直前に終了した当該他の法人の事業年度終了の日（当該直前に終了した事業年度がない場合には、当該他の法人の設立の日） ※(1) 資本金の額又は出資金の額は、法人税の明細書（別表5(1)）の「II 資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載します。 ※(2) 外国法人の場合には、「外国通貨により表示した場合の金額」の欄も記載します。（記載例：10,000,000米ドル、10,000,000元、10,000,000ウォン等）
5 「法第72条の2第1項第1号ロ(1)に掲げる特定法人」	特定法人（上記4「期末現在の資本金の額及び資本剰余金の額の合算額」の欄が50億円を超える法人（法第72条の2第1項第1号ロに掲げる法人を除きます。）及び相互会社（外国相互会社を含みます。）をいいます。）に該当する場合には、「法第72条の2第1項第1号ロ(1)に掲げる特定法人」を○印で囲んで表示します。	

	6「法72条の2第2項第2号に掲げる当該他の法人の事業年度」	上記4「資本金の額又は出資金の額」又は「資本金の額及び資本剰余金の額の合算額」の欄の「記載のしかた」に定める日を含む当該他の法人の事業年度を記載します。
2 の 欄	令和6年3月30日以後に当該法人との間に完全支配関係を有する他の法人に対して法第72条の2第1項第1号ロ(1)又は(2)に規定する剰余金の配当又は出資の払戻し(以下「剰余金の配当又は出資の払戻し」といいます。)をした場合に記載します。	
	1「一連番号」	出資関係図に対応する番号を記載します。
	2「法人名」	当該法人との間に完全支配関係を有し、当該法人より剰余金の配当又は出資の払戻しを受けた他の法人の名称を記載します。
	3「配当等の日」	当該法人から他の法人に対し、剰余金の配当又は出資の払戻しを行った日付を記載します。
	4「配当等の額」	当該法人から他の法人に対し、剰余金の配当又は出資の払戻しを行った金額を記載します。
	5「期末現在の資本金の額及び資本剰余金の額の合算額」	第6号様式、第6号様式(その2)又は第6号様式(その3)の「期末現在の資本金の額及び資本剰余金の額の合算額(解散日現在の額)」の欄の金額を記載します。また、解散日現在の額がある場合、その金額を記載します。
3 の 欄	法附則第8条の3の4第1項に規定する認定特別事業再編事業者である法人(以下「認定特別事業再編事業者」といいます。)が対象法人の株式等を取得した又は株式を譲り受けた日(以下「取得等の日」といいます。)以後5年を経過する日を含む事業年度までの各事業年度において、対象法人又は5年以内株式等取得法人が同項の規定を適用する場合、記載します。	
	1「一連番号」	出資関係図に対応する番号を記載します。
	2「法人名」	当該法人との間に完全支配関係を有する認定特別事業再編事業者の法人の名称を記載します。
	3「取得等の日」	取得等の日を記載します。
	4「取得等の日以後五年を経過する日」	取得等の日から5年を経過する日付を記載します。